

庄内広域水道企業団監査委員条例

令和8年2月4日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第202条の規定に基づき、監査委員の事務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査の期日及び通知)

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、監査期日及び要領を監査期日前7日までに企業長に通知しなければならない。

(随時監査の期日の通知)

第3条 監査委員は、法第199条第2項、第5項若しくは第7項又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、監査期日及び要領を監査期日前7日までに企業長に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があるときは、この限りでない。

(特別監査の着手の期日)

第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があった場合には、7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(例月出納検査の期日)

第5条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は毎月25日に、前月分の収支について行う。ただし、その日が休日に当たるときその他やむを得ない事情があるときは、変更することができる。

(決算等の審査)

第6条 地方公営企業法第30条第2項に規定する決算及び同条第1項の書類の審査についての意見は、審査に付された日から60日以内に企業長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類についての意見は、審査に付された日から60日以内にこれを企業長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(監査又は検査の結果)

第7条 法第199条第4項の規定による監査並びにその他の監査又は検査の結果の報告及び公表は、監査又は検査の終了した日から30日以内に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(公表の方法)

第8条 監査委員の行う公表の方法については、庄内広域水道企業団公告式条例（令和7年庄内広域水道企業団条例第1号）の規定を準用する。

2 直接請求に基づく監査の結果及び監査委員が必要と認めるものは、前項の規定によるほか、監査委員が適当と認める公表の方法によることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。